

## 第509回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和4年5月17日（火）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 ひき縄釣（トローリング）による水産動物の採捕について（委員会指示）

第2号議案 くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更  
について（諮問）

第3号議案 いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて

6 報告事項

（1）機船船びき網漁業の漁況経過と今後のシラス漁の見通し

7 その他

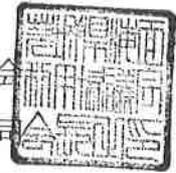
8 閉 会

資料No. 1-1

茨海利協第 2 号  
令和 4 年 5 月 12 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会  
会長 岡本 成 司



ひき縄釣による水産動物の採捕について (答申)

令和 4 年 4 月 25 日付け茨漁調委諮問第 1 号で諮問のあったこのこと  
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城県海区漁業調整委員会指示第 号

茨城海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

(採捕の制限)

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。  
なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

(承認の対象)

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下「試験研究機関等」という。）
  - (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者（以下「イベント主催者」という。）

(承認の基準)

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。
  - (1) 試験研究機関等
    - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
    - イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

- ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
- ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。
- エ 茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。
- オ 根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。
- カ 日の出から日没までの間の採捕であること。
- キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、開催地の市町村の後援があること。
- ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含めないこと。

(条件)

- 4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

(エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。

(オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。

(カ) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。

(キ) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(取扱の細目)

6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

## ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 年 月 日付け茨城県海区漁業調整委員会指示第 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

### (承認の申請)

- 1 委員会指示の1の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあっては別記様式第1号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という）にあっては別記様式第2号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の15日前までに茨城県海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

#### (1) 試験研究等の場合

- ア 試験研究等に関する計画書
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面
- エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- オ その他委員会が必要と認める書類

#### (2) イベントの場合

- ア イベントの開催要領又は採捕計画書等
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- エ 誓約書（別記様式第3号）
- オ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗
- カ その他委員会が必要と認める書類

### (承認証の交付)

- 3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第4号、イベントの場合は別記様式第5号）を申請者に交付する。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄

釣採捕承認証書換交付申請書（別記様式第6号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

（承認証の再交付）

5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書（別記様式第7号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

（承認証の返納）

6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納すること。

（実績の報告）

7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書（試験研究等の場合は別記様式第8号、イベントの場合は別記様式第9号）により行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 船舶番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 馬力数
  - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
  - 住所
  - 氏名

様式第2号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船名	船舶登録番号	総トン数又は船舶の長さ	参加者氏名	住所

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

様式第3号

## 誓約書

( 年 月 日 ) に開催される ( イベント名 ) の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

(元号) 年 月 日

住 所

氏 名

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第4号

茨調第 号		
ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏名又は名称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	<p>1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。</p>	
令和 年 月 日		
茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第5号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
イベント名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長	

## 様式第5号裏面

### 条 件

#### 1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

#### 2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

#### 3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

(4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。

(5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。

(6) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。

(7) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

#### 4 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。

#### 5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。



様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

3 書換しようとする理由

様式第7号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 亡失（き損）の理由

様式第8号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣試験研究等採捕実績報告書

1 承認番号

2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

3 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放流の別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。



# 資料 No. 1 - 2

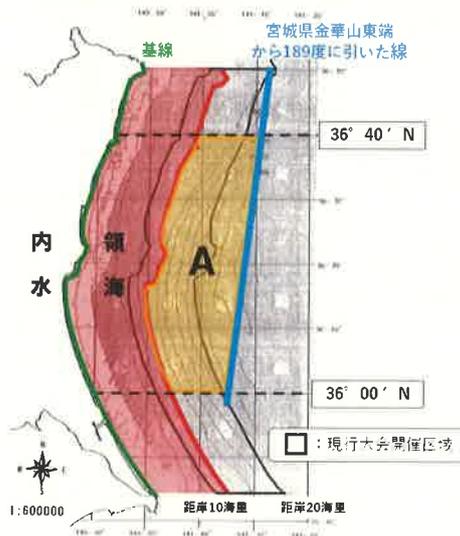
## ひき縄釣による水産動物の採捕の取り扱いについて

令和4年5月17日  
茨城県農林水産部漁政課

遊漁者等によるひき縄釣（トローリング）については、令和4年6月1日から茨城県海面漁業調整規則（以下「調整規則」という。）の改正・施行により、遊漁者等が使用することができる漁具・漁法として、本県沖の一部海域（下記A海域）においてのみ、ひき縄釣禁止の制限が解除され、その使用が可能となる。

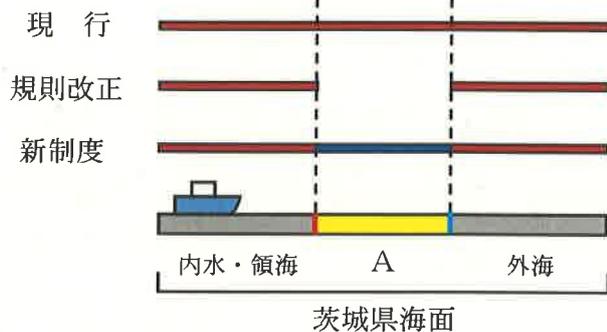
引き続き本県海面（A海域）における海面利用秩序を維持するため、新たに茨城海区漁業調整委員会指示を発動し、制限事項等を設けたうえで委員会の承認制とすることで、試験研究又は教育実習のため、ひき縄釣による採捕をしようとする「試験研究機関等」又は、参加者にひき縄釣による採捕を行わせようとする「イベント主催者」に限り、ひき縄釣を可能とする制度へと移行したい。

### 1 調整規則の改正により遊漁者等のひき縄釣を解除する海域（A）について



（北緯 36 度 00 分の線，宮城県金華山東端から 189 度に引いた線，北緯 36 度 40 分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。））

制限の岸-沖構図

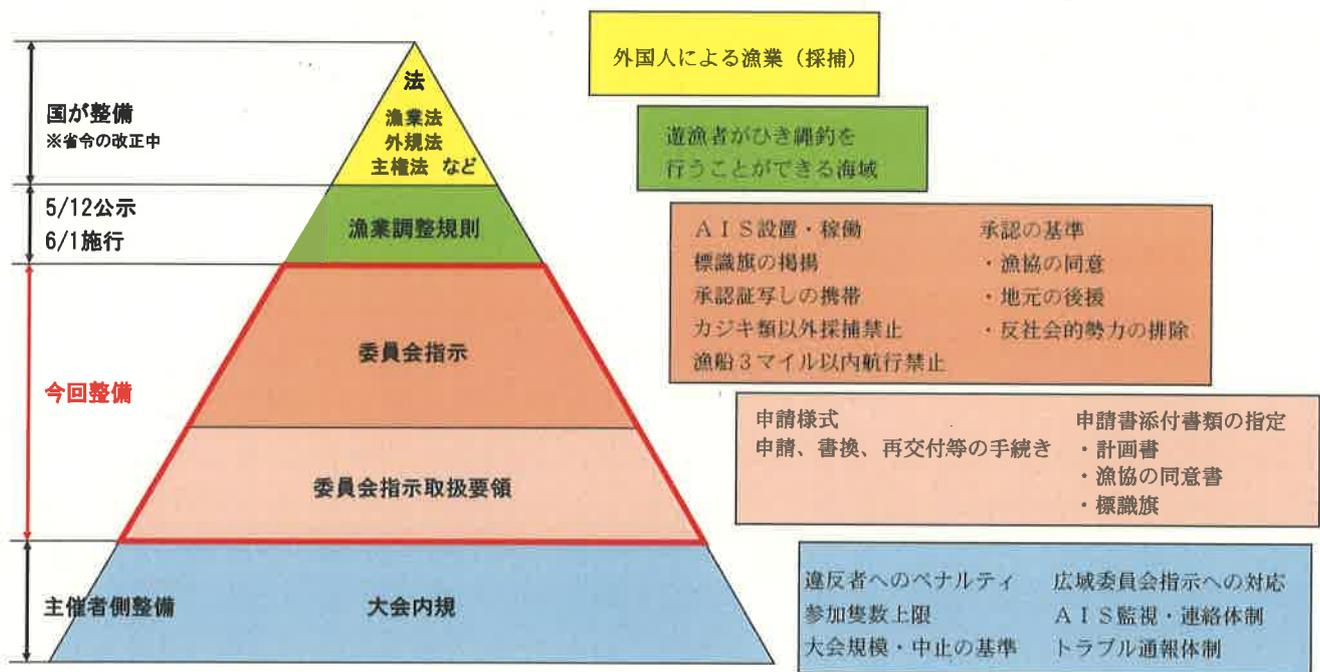


調整規則（要特採） ■  
委員会指示（要承認） ■

海域毎にひき縄釣実施に必要なとなる許可・承認

海域	遊漁者	試験・研究
Aのみ	委員会承認 (トローリング大会)	委員会承認
Aの外	できない	特別採捕許可
A+外	できない	特採+委員会承認 (研究機関等の調査)

## 2 遊漁者等によるひき縄釣に関する制度の体系（大会等イベントの場合）



## 3 改正後の茨城県海面漁業調整規則（抜粋）

### （遊漁者等の漁具漁法の制限）

第41条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。）
- (2) たも網及び叉手網
- (3) 投網（船を使用しないものに限る。）
- (4) やす及びはし（幅20センチメートル未満、爪の長さ5センチメートル未満、柄の長さ50センチメートル未満のものであって、網をつけないものに限る。）
- (5) 徒手採捕
- (6) ひき縄釣（北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。）において行うものに限る。）



資料No 2-1

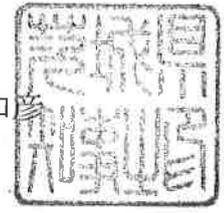
漁諮問第2号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり変更したいので、同条第5項の規定において準用する同条第2項の規定により意見を求める。

令和4年5月11日

茨城県知事 大井川 和彦



#### 諮問の理由

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 6 項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和 4 管理年度における本県の漁獲可能量を変更したことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を変更するものである。

別記

令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
29.3トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.982トン
大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	5.217トン
川尻くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.049トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)定置漁業	1.149トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.845トン
久慈浜丸小くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.407トン
磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.822トン
那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.115トン
大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.617トン
鹿島灘くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ(小型魚)漁船漁業	6.130トン
その他くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
8.3トン
- 2 知事管理区分に配分する数量  
茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業に全量を配分する。

令和4管理年度（第8期）

当 初

小型魚			
	23.9トン		
	↑	↑	↑
	県留保分を除きH22より配分※1		
	↑	↑	↑
	留保(5%)	1.194トン	
	平 潟	3.235トン	
	大 津	4.238トン	
	川 尻	2.477トン	
	会瀬(定置)	0.934トン	
	久慈町	1.499トン	
	久慈浜丸小	1.143トン	
	磯 崎	1.480トン	
	那珂湊	1.718トン	
	大洗町	0.502トン	
	鹿島灘	0.500トン	※2
	はさき	4.980トン	

※1：茨城県資源管理方針（別紙1-3）第3に基づき配分。

※2：最低数量500キログラム（同上）

大型魚		
	6.2トン	
	↑	↑
	全量※3配分	
	↑	↑
	県全体	6.200トン

※3：茨城県資源管理方針（別紙1-4）第3に基づき配分。

令和4年4月26日国変更通知に伴う変更

小型魚			
	29.3トン (+5.4トン)		
	↑	↑	↑
	県留保分を除きH22より配分※1		
	↑	↑	↑
	留保(5%)	1.467トン	
	平 潟	3.982トン	
	大 津	5.217トン	
	川 尻	3.049トン	
	会瀬(定置)	1.149トン	
	久慈町	1.845トン	
	久慈浜丸小	1.407トン	
	磯 崎	1.822トン	
	那珂湊	2.115トン	
	大洗町	0.617トン	
	鹿島灘	0.500トン	※2
	はさき	6.130トン	

大型魚		
	8.3トン (+2.1トン)	
	↑	↑
	全量※3配分	
	↑	↑
	県全体	8.300トン

4水管第270号  
令和4年4月26日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (茨城県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	23.9トン	29.3トン
くろまぐろ (大型魚)	6.2トン	8.3トン



## くろまぐろ 令和4管理年度 小型魚数量変更(令和4年4月26日)

	当初配 分	繰越数 量	繰越しに伴う追加配分等						第1回 融通	変更後 の数量	(参考) R3当初 配分 ベース	R3追加 配分後
			当初配分修正 及び差し引き への配産	R3当初 ベース 比率配 分	譲渡メ リット	消化率 メリット	その他	追加配 分合計				
(計算式)	A	B	C	D=237.5 *a/b	E	F	G	H=C+D+ E+F+G	I	J=A+B+ H+I	a	
北海道	12.8	0.0	15.0	14.1	3.0	10.9	▲ 12.8	30.2	9.8	52.8	113.0	29.9
青森県	286.6	25.6	0.0	32.1	17.9	10.9	0.0	60.9	3.9	377.0	256.3	339.8
岩手県	78.8	6.8	0.0	8.5	0.0	10.9	0.0	19.4		105.0	68.5	91.5
宮城県	61.5	5.2	0.0	6.6	3.7	10.9	0.0	21.2		87.9	52.9	71.9
秋田県	26.8	2.1	0.0	2.6	1.5	10.9	0.0	15.0		43.9	21.5	32.6
山形県	12.7	0.8	0.0	1.1	0.0	10.9	0.0	12.0		25.5	8.8	16.6
福島県	11.7	0.7	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9		13.3	7.9	12.8
茨城県	23.9	1.8	0.0	2.3	1.3	0.0	0.0	3.6		29.3	18.9	27.9
千葉県	60.0	5.1	0.0	6.4	0.0	10.9	0.0	17.3		82.4	51.5	67.5
東京都	13.6	0.9	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2		15.7	9.6	14.9
神奈川県	39.4	3.2	0.0	4.1	0.0	0.0	0.0	4.1		46.7	32.9	44.1
新潟県	64.4	5.5	0.0	6.9	0.0	0.0	0.0	6.9	3.9	80.7	55.5	75.2
富山県	98.5	8.6	0.0	10.8	0.0	0.0	0.0	10.8		117.9	86.3	111.1
石川県	75.8	6.5	0.0	8.2	4.6	10.9	0.0	23.7	5.9	111.9	65.8	88.1
福井県	22.8	1.7	0.0	2.7	0.0	10.9	0.0	13.6		38.1	21.9	28.2
静岡県	29.8	2.4	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	3.0		35.2	24.2	33.3
愛知県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.1
三重県	32.9	2.7	0.9	4.0	0.0	0.0	0.0	4.9		40.5	32.0	37.3
京都府	21.7	1.6	0.0	2.5	0.0	10.9	0.0	13.4		36.7	20.6	26.9
大阪府	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.1
兵庫県	5.5	0.2	0.0	0.2	0.0	10.9	0.0	11.1		16.8	2.3	5.8
和歌山県	28.8	2.3	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	2.8		33.9	23.0	32.1
鳥取県	4.9	0.1	0.0	0.2	0.1	10.9	0.0	11.2		16.2	1.7	5.0
島根県	89.3	7.8	0.0	9.1	0.0	10.9	0.0	20.0		117.1	73.0	100.5
岡山県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.1
広島県	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.2	0.1	0.3
山口県	97.3	4.5	0.0	10.6	0.0	10.9	0.0	21.5		123.3	85.1	112.4
徳島県	11.7	0.7	0.0	0.9	0.0	10.9	0.0	11.8		24.2	7.8	15.4
香川県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.1
愛媛県	11.1	0.7	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9		12.7	7.2	14.8
高知県	75.5	6.5	0.0	8.1	0.0	0.0	0.0	8.1		90.1	64.7	85.9
福岡県	10.8	0.7	0.0	0.8	0.0	10.9	0.0	11.7	1.6	24.8	7.0	11.8
佐賀県	4.0	0.0	0.0	0.1	0.0	10.9	0.0	11.0		15.0	1.1	4.0
長崎県	728.9	65.7	0.0	80.8	0.0	10.9	0.0	91.7		886.3	645.2	827.7
熊本県	6.7	0.3	0.2	0.4	0.0	10.9	0.0	11.5		18.5	3.8	9.7
大分県	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		3.8	0.6	3.7
宮崎県	16.6	1.2	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8		19.6	14.7	21.1
鹿児島県	14.2	1.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2		16.4	10.1	18.2
沖縄県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.1
合計	2,083.5	172.9	16.1	235.9	32.1	207.1	▲ 12.8	478.4	25.1	2,759.9	1,896.0	2,418.5
配分原資				237.5	237.6+Dの端数							
合計(混獲配 分府県除く) (b)											1,895.4	

くろまぐろ 令和4管理年度 大型魚数量変更(令和4年4月26日)

	当初配分	繰越数量	追加配分合計				第1回融通	追加配分後	
			2015~2020の最大実績(a)の78%まで配分	2015~2020の最大実績(a)の最大実績シェアで配分	譲渡メリット	消化率メリット			追加配分合計
(計算式)	A	B	$C=c-A$ ( $c<0$ の場合は0)	$D=89.3 \times \frac{a}{b}$	E	F	$G=C+D+E+F$	H	$I=A+B+G+H$
北海道	319.6	23.2	0.0	14.9	20.3	1.3	36.5	▲ 9.8	369.5
青森県	506.3	46.0	0.0	24.0	32.2	1.3	57.5	▲ 3.9	605.9
岩手県	54.9	4.8	2.1	3.4	0.0	1.3	6.8		66.5
宮城県	22.5	2.0	0.0	1.0	1.4	1.3	3.7		28.2
秋田県	31.3	2.8	0.0	1.4	1.9	1.3	4.6		38.7
山形県	10.4	0.9	0.0	0.4	0.1	1.3	1.8		13.1
福島県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1.0
茨城県	6.2	0.6	0.0	0.0	0.2	1.3	1.5		8.3
千葉県	29.0	2.2	25.9	3.3	0.0	1.3	30.5		61.7
東京都	18.3	1.4	14.3	1.9	0.0	1.3	17.5		37.2
神奈川県	6.6	0.6	0.0	0.2	0.0	1.3	1.5		8.7
新潟県	97.2	8.8	0.0	4.5	0.0	0.0	4.5	▲ 3.9	106.6
富山県	15.1	1.4	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6		17.1
石川県	41.8	3.8	0.0	2.0	2.6	1.3	5.9	▲ 5.9	45.6
福井県	19.1	1.7	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6		21.4
静岡県	14.5	1.1	8.9	1.4	0.0	1.3	11.6		27.2
愛知県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1.0
三重県	28.7	2.6	0.0	1.3	0.0	0.0	1.3		32.6
京都府	24.0	2.1	0.0	1.1	0.0	1.3	2.4		28.5
大阪府	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1.0
兵庫県	9.3	0.8	0.0	0.2	0.0	1.3	1.5		11.6
和歌山県	17.4	1.4	10.4	1.6	0.0	1.3	13.3		32.1
鳥取県	6.1	0.6	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3		7.0
島根県	25.5	2.3	0.0	1.1	0.0	1.3	2.4		30.2
岡山県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1.0
広島県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1.0
山口県	25.9	0.7	0.0	1.5	0.0	1.3	2.8		29.4
徳島県	8.6	0.8	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2		9.6
香川県	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		1.0
愛媛県	6.0	0.6	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4		7.0
高知県	16.7	1.5	0.0	0.7	0.0	1.3	2.0		20.2
福岡県	7.9	0.7	0.0	0.3	0.5	1.3	2.1	▲ 1.6	9.1
佐賀県	6.5	0.6	0.0	0.2	0.0	1.3	1.5		8.6
長崎県	173.3	2.1	0.0	7.9	0.0	1.3	9.2		184.6
熊本県	6.2	0.6	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3		8.1
大分県	6.4	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		7.0
宮崎県	16.8	1.4	1.9	1.1	0.0	1.3	4.3		22.5
鹿児島県	8.9	0.8	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4		10.1
沖縄県	147.0	12.7	24.9	10.4	0.0	1.3	36.6		196.3
合計	1,740.0	134.2	88.4	87.6	59.9	31.2	267.1	▲ 25.1	2,116.2
配分原資			89.3	89.3	89.3+C,Dの端数				

	最大実績 2015-2020	最大実績 2015-2020 (78%)	R3追加配分後
	a	$c=a \times 0.78$ (少数第2位以下切り捨て)	
北海道	314.9	245.6	358.9
青森県	507.5	395.8	543.1
岩手県	73.2	57.0	75.8
宮城県	22.3	17.3	28.4
秋田県	31.0	24.1	43.5
山形県	9.0	7.0	14.4
福島県	0.0	0.0	1.0
茨城県	1.9	1.4	7.0
千葉県	70.5	54.9	52.1
東京都	41.8	32.6	39.9
神奈川県	6.0	4.6	10.8
新潟県	95.7	74.6	103.6
富山県	12.8	9.9	16.0
石川県	42.2	32.9	53.9
福井県	13.7	10.6	19.8
静岡県	30.0	23.4	33.0
愛知県	0.0	0.0	1.0
三重県	29.5	23.0	37.8
京都府	23.7	18.4	34.0
大阪府	0.0	0.0	1.0
兵庫県	6.2	4.8	11.6
和歌山県	35.7	27.8	39.0
鳥取県	0.7	0.5	6.6
島根県	24.8	19.3	31.2
岡山県	0.0	0.0	1.0
広島県	0.0	0.0	1.0
山口県	32.7	25.5	36.6
徳島県	4.4	3.4	9.9
香川県	0.0	0.0	1.0
愛媛県	0.5	0.3	6.6
高知県	14.8	11.5	20.7
福岡県	7.6	5.9	12.9
佐賀県	6.1	4.7	8.2
長崎県	167.2	130.4	177.9
熊本県	1.7	1.3	6.8
大分県	1.4	1.0	6.9
宮崎県	24.0	18.7	25.3
鹿児島県	10.2	7.9	16.5
沖縄県	220.4	171.9	203.6
合計(b)	1,884.1	1,468.0	2,098.3

いせえびを対象とした潜水器漁業の  
特別採捕許可の取扱いについて

令和4年5月17日

茨城県農林水産部漁政課

## 1 これまでの取扱い内容

平成28年に久慈町漁協（河原子出張所）から「いせえび」を対象とした潜水器漁業の操業要望が提出されたが、①潜水器使用による「いせえび」の採捕実績がないこと、②既に「いせえび」を漁獲対象としている固定式刺網漁業との競合が懸念されることから、以降、資源への影響、漁場利用・漁業調整上の問題や漁業経営への寄与等について調査・検討を行うため、特別採捕許可を発給している。

## 【特別採捕許可の内容】

項目	内容
漁具・漁法	潜水器漁業
操業期間	許可日から9月30日まで
操業区域	第1種共同漁業権内
制限条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操業時間は日の出から日没まで</li> <li>・操業時に特別採捕用標旗の掲揚</li> <li>・試験操業結果報告書の提出（操業後1か月以内）</li> </ul>

## 【漁獲成績】

年度	延日数	従事者数	いせえび		備考
			漁獲量	金額	
H28	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
H29	実績なし	—	—	—	〃
H30	1日	3人	2.0kg	6,480円	
R元	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
R2	実績なし	—	—	—	〃
R3	1日	2人	2.5kg	6,875円	

※ 4月27日、28日に、県が久慈町漁協に対し、意向を確認。過去の特別採捕許可については、海象条件や経済的に優位なアワビの採捕を優先して操業したため、いせえびの漁獲の十分な実績の蓄積に至っておらず、引き続き特別採捕許可による試験操業実施の希望があった。

## 2 特別採捕許可の今年度取扱いについて（案）

令和4年4月21日付けで久慈町漁協から「いせえび」を対象とした潜水器漁業の許可に関する要望書（別添）が提出があり、内容を確認したところ、当該試験操業を継続する必要があると判断されたため、今年度も引き続き「いせえび」を対象とした潜水器使用の特別採捕許可を発給することとしたい。

令和4年4月21日

茨城県農林水産部漁政課長 殿

久慈町漁業協同組合  
代表理事組合長 木村 勲

いせえびを対象とした潜水器漁業の許可に関する要望

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄の事とお喜び申し上げます。  
さて、当組合河原子出張所においては、平成28年以降、数名の漁業者が潜水器漁業の許可をうけ同漁業を営んでおります。

同漁業においては、従来、素潜りで漁獲してきた漁業権漁場内の磯根資源（あわび、うに、いわがき）について、潜水器を利用することにより、身体への負担を軽減し、より安全に操業することができることから、漁業権漁場を管理する漁業者にとって大変ありがたい許可となっております。

一方で、磯根資源のうち「いせえび」については、近年、資源状態が安定しているにもかかわらず、当該地区においては、いせえびを対象とした刺し網漁業は、釣り漁業等との調整により灘側での操業は禁止とする取り決めとなっているため、灘側の漁業権漁場における「いせえび」資源の有効利用が当該地区の課題となっております。

潜水器漁業の許可においては、「いせえび」の採捕が認められていないため、当組合では、平成28年より、県へ要望し「いせえび」を対象とした潜水器漁業の特別採捕許可を受け、試験操業を行って参りました。

しかしながら、過去6年間の特別採捕の実績においては、海象条件や経済的に優位な他魚種を優先した操業を行ってきたこと等から、十分な試験操業の実施と実績の蓄積には、至っておりません。

つきましては、今年度におきましても、特別採捕許可を発給いただき、引き続き検証が行えますよう、お願い申し上げます。

当組合としましては、今後とも漁業権漁場の環境維持を図りつつ、磯根資源の持続的利用に努めて参る所存でありますので、本要望について、特段のご配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。



# 令和4年度いせえび等磯根資源管理計画書

久慈町漁業協同組合

当組合は、免許を受けている茨共第7号において、潜水器を使用したいせえび漁業（試験操業）を行うにあたり、次の管理を行うことにより、磯根資源（いせえび）の持続的利用を図ることとする。

1. 操業日数について
  - ・操業日数は、特別採捕許可を受けた日から9月30日の間で、10日間以内とする。
2. 操業時間について
  - ・操業時間は、8時から16時までとする。
3. 操業区域について
  - ・操業区域は、茨共第7号とする。
4. 操業人数について
  - ・操業人数は、1日当たり3人以内とする。
  - ・操業にあたっては、できるだけ複数人で操業し、相互に安全監視を行うなど、操業の安全確保に努める。
5. 漁獲量の上限について
  - ・採捕する「いせえび」は、1日1人当たり30kg以内とする。
6. 増殖対策について
  - ・ウニの密度管理や磯清掃を行い漁場保護に努める。
  - ・小型個体や抱卵親エビの採捕を控えるなど資源保護に努める。
7. その他
  - ・採捕した「いせえび」は、全て漁業協同組合が一括して販売する。
  - ・地域が実施する水産物のPRイベント等への採捕した「いせえび」の提供には、積極的に協力する。
  - ・必要に応じ茨城県水産試験場へ指導・助言を求めるほか、県の実施する調査へ協力する。

令和4年度「いせえび」を対象とした潜水器漁業の  
特別採捕許可の取扱い（案）

1 許可の方針

「いせえび」を対象とした潜水器漁業について、潜水器使用による効率的な操業方法や固定式刺網漁業との競合による影響等を調査するため、特別採捕許可を行う。

（適用除外条項：茨城県海面漁業調整規則第41条）

2 許可の対象者

いせえび漁業を内容とする第1種共同漁業権を有する漁業協同組合とする。

3 許可期間

許可の日から令和4年9月30日まで

4 操業期間

許可期間に同じ

5 漁獲対象

いせえび

6 操業区域

いせえび漁業を対象として申請者が免許を受けている第1種共同漁業権漁場区域。  
なお、共有漁業権漁場の場合は関係する漁業協同組合の同意があること。

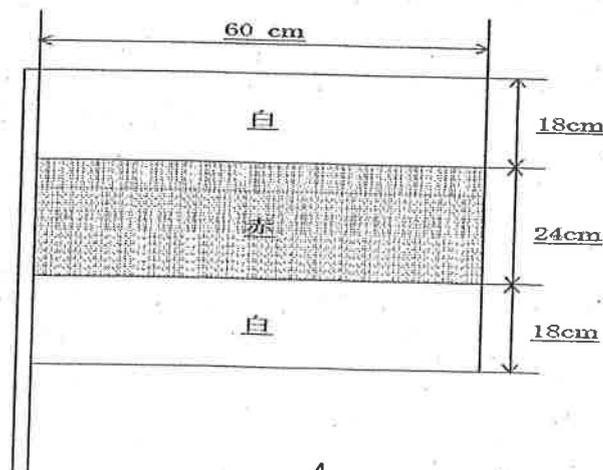
7 許可に際しての制限又は条件

(1) 操業時間は、日の出から日没までとする。

(2) 操業を行うときは別記様式の標旗を見やすい場所に掲揚しなければならない。

(3) 試験操業終了後1ヵ月以内に別に定める様式により、試験操業漁獲成績報告書を  
知事に提出しなければならない。

別記様式



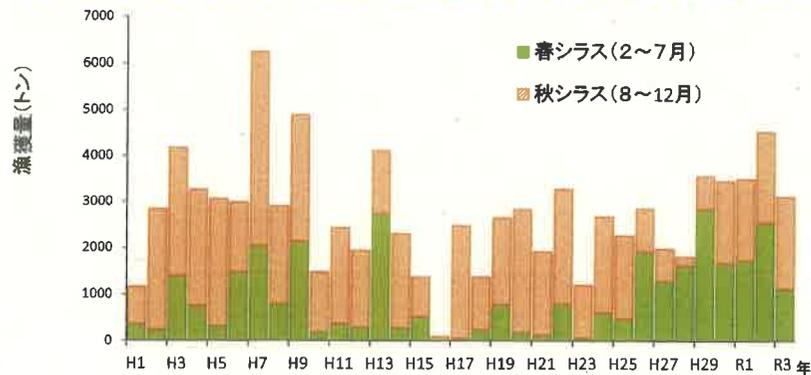
# 船曳網の漁況経過と 今後のシラス漁の見通し

水産試験場 回遊性資源部



## 船曳網(シラス)の漁況経過

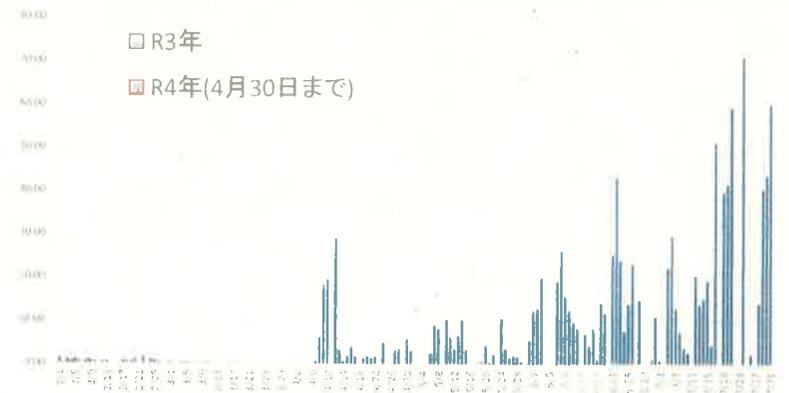
### 昨年までのシラス漁獲量の推移



茨城県シラス漁獲量の推移

平成26以降、春シラスの好漁が続いている  
(前年1,127トン, 過去5年平均1,982トン)

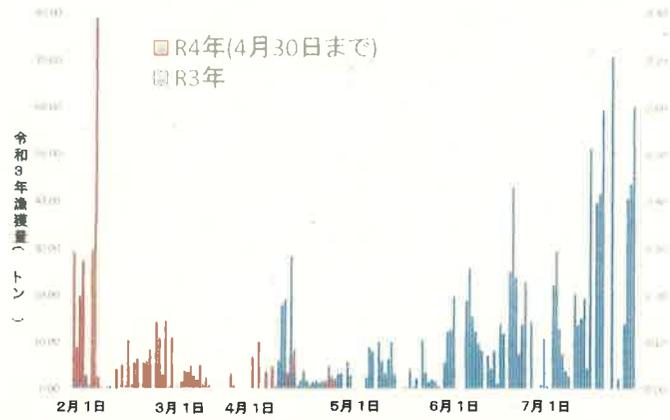
### 日別シラス漁獲量の推移



茨城県日別シラス漁獲量の推移(令和3年:青色、4年:赤色)

獲れ出しは昨年同様だが、  
その後ほとんど漁獲なし

## 日別シラス漁獲量の推移(R4を100倍拡大)

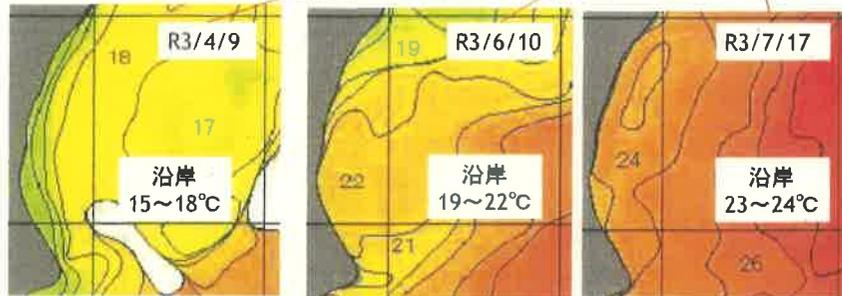
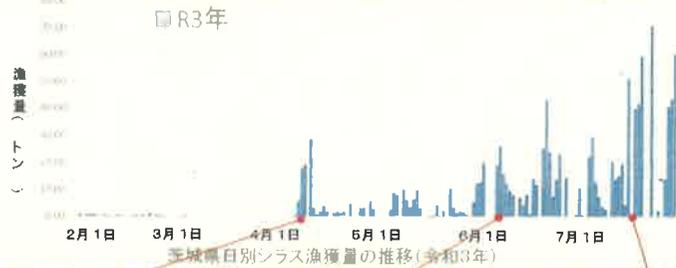


茨城県日別シラス漁獲量の推移(令和3年 青色、4年 赤色100倍拡大)

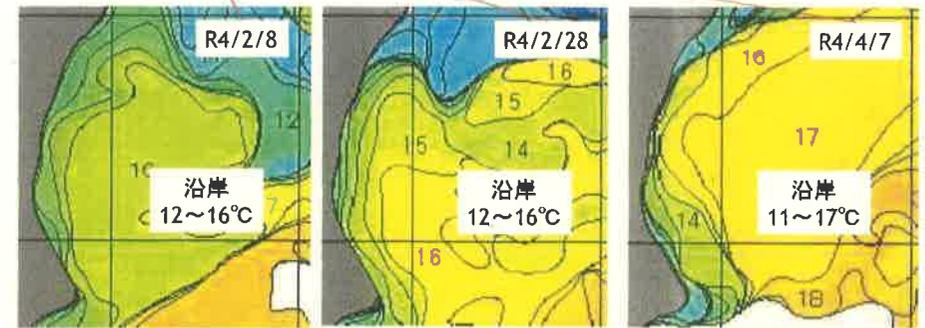
R4年2/1~4/30 合計3.9トン(前年123トン)



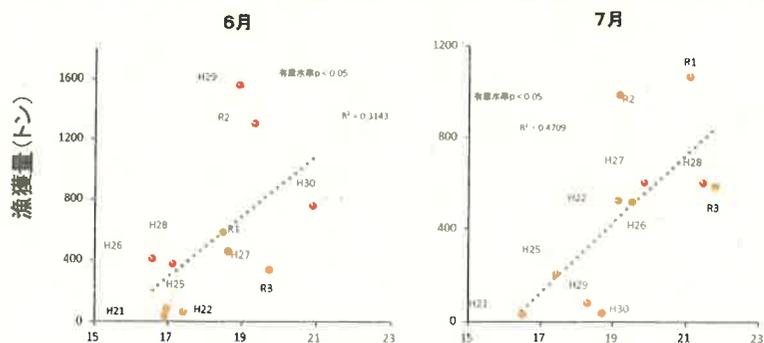
## 前年の海況と漁況



## 今年の海況と漁況



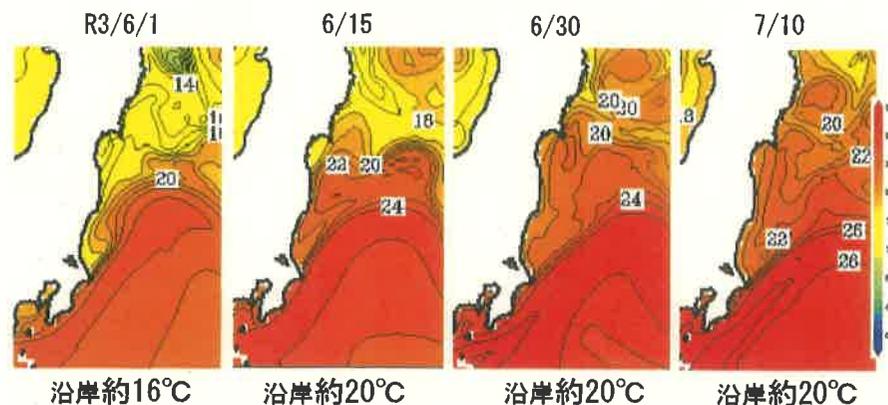
## 水温と漁獲量の関係



海洋観測(会瀬～犬吠埼定線)10m深水温平均値(°C)

水温が高いほど、  
春シラス漁獲量は増加

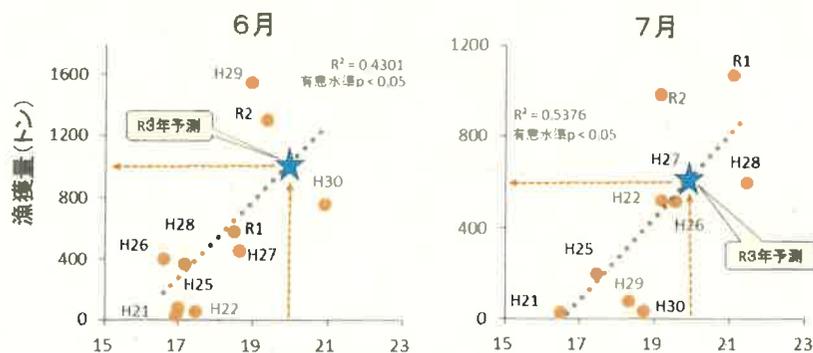
## 昨年(前年)の海況の予測



6～7月上旬の水温: やや高め～高め

(国研)水産研究・教育機構FRA-ROMS 水温予測データ(10m深)

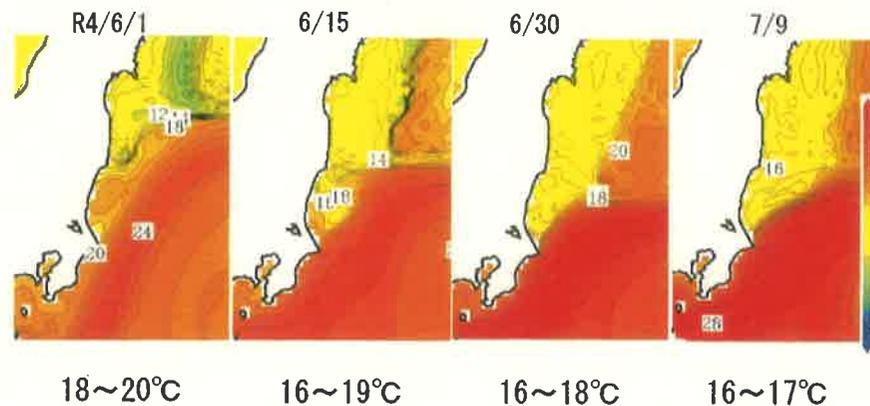
## 昨年(前年)の春シラス漁(2～7月)の予測



海洋観測(会瀬～犬吠埼定線)10m深水温平均値(°C)

2～5月の漁獲量 + 6月と7月の予測量  
 水温はFRA-ROMS の6月と7月上旬の予測を採用

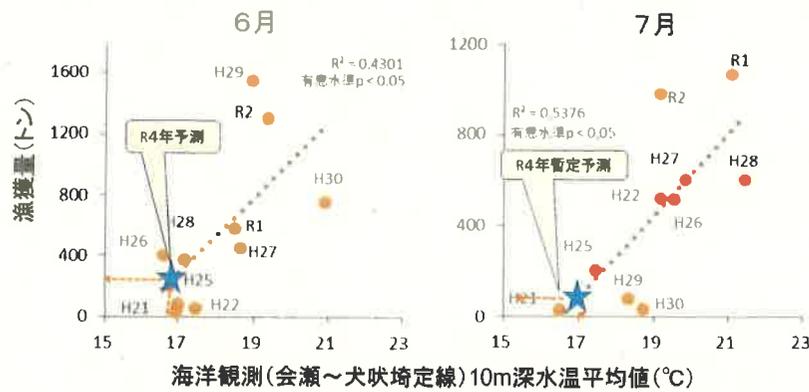
## 今年の沿岸の海況の見通し



6～7月上旬の水温: 平年並み～やや高め

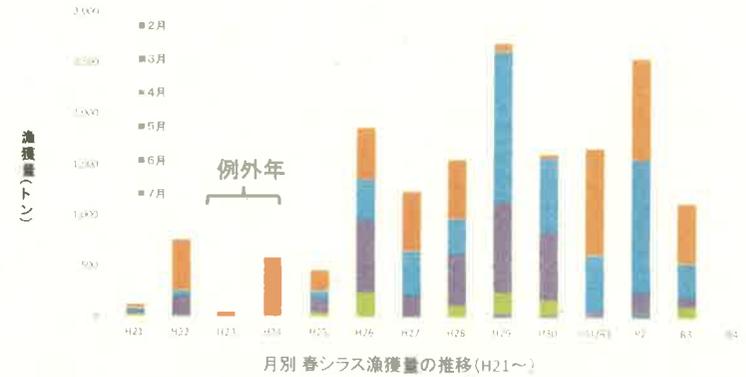
(国研)水産研究・教育機構FRA-ROMS 水温予測データ(10m深)

## 今年の春シラス漁(2~7月)の予測



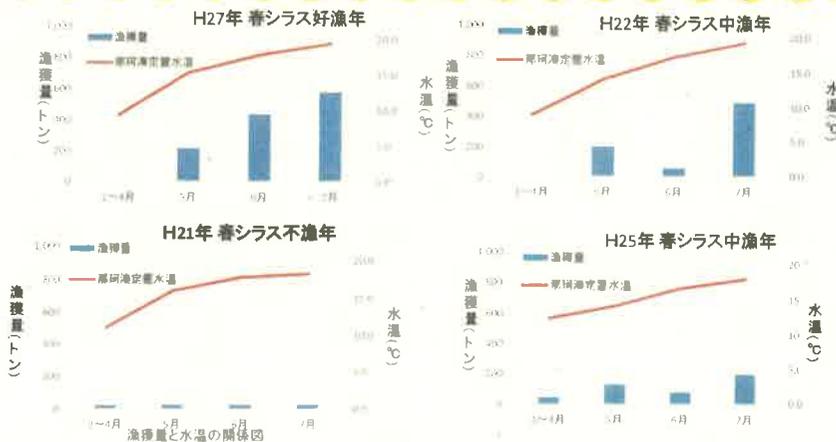
6月は250トン、7月は100トンと予測  
7月は上旬までの水温で予測したため暫定値

## 近年の春シラス月別漁獲量の推移



好漁であった平成26年以降、  
遅くとも5月から漁模様が好転し始めている

## 今年の春シラス漁の不安要素



H21年は5月の漁獲量が少なく不漁年に  
R4年も5/16までほとんど漁がない

## シラス漁の見通し

6月の水温：平年並み～やや高めと予測  
今年の5月1日～16日まで漁獲量はほぼゼロ

**春シラス(2~7月)は、**  
**水温は今後、若干上昇の後、低下する予測**  
**また5月の漁獲量も少なく、**  
**漁獲量の増加もあまり期待できない**  
**現時点では、不漁と予測される**

詳細な予測はFRA-ROMSの水温予測が7月まで  
公表されてから「水産の窓」でお知らせします。